

第11章 許認可・進出手続き

1. 会社設立

(1) 現地法人

現地での法人設立に必要な手続きは、主に商事会社一般法（会社法）、外国投資法及びその施行規則、商法、並びに連邦民法によって規定されている（第7章参照）。会社法では、株式会社（S.A.）、有限責任会社（S.de R.L.）、合名会社（Sociedad en Nombre Colectivo）、合資会社（Sociedad en Comandita Simple）、株式合資会社（Sociedad en Comandita por Acciones）、協同組合（Sociedad Cooperativa）、及び簡易式株式会社（Sociedad por Acciones Simplificada）の7種類の会社形態を定めている（第8章参照）が、現地法人の設立にあたって多くの企業が選択するのは株式会社（S.A.）であり、図表11-1の流れで設立する。なお、メキシコにおいて会社設立は一種の契約行為だが、方式としては公正証書にする必要がある。①会社設立許可証取得（社名使用許可）、②委任状の作成、③定款と創立総会決議事項の準備の手続きについては、同時並行で実施することが可能である。

図表 11-1 株式会社設立の流れ

項目	概要・特記事項
① 会社設立許可証取得 （社名使用許可）	④の会社設立公正証書の作成を行うための要件である。 使用を希望するメキシコ法人の社名について事前調査を行い、認可の可能性を確認した上で、正式な申請を行う。 申請の審理では、当該使用希望者名全体と同一か、または相当程度に類似する既存社名の存否、または同社名に含まれる固有名称部分の社名としての使用前例が存在するか、さらに同固有名称からなる登録商標の有無も審査される。 使用前例が皆無であり、かつ商標権侵害の疑いもない場合、申請提出より3週間程度で許可を取得することができるが、同一または類似社名の存在や商標権侵害の疑い等の理由で手続きが複雑化した場合は、多くの手続時間を要することとなる。
② 委任状の作成	委任状とは、④の「会社設立公正証書署名」の代行をメキシコ居住の弁護士等に委任するための書類であり、公正証書にする必要がある。 会社設立当事者が外国の会社である場合には不可欠な手続きであるが、自然人については、当事者本人が公証人の面前で④の「会社設立公正証書署名」を実行できる場合は不要である。 法人の場合は、在外公館に作成を依頼するのが一般的である。
③ 定款と創立総会決議事項の準備	定款では、以下の事項を扱う必要がある。 「社名と会社形態」「事業目的」「存続期間」「本店所在地（市単位）」「国籍及びカルボ条項」「資本金額、出資方法、増減資の方法、株式・株券の扱い及びその登録ルール等」「株主総会関連事項（成立要件、議決要件等）」「会社の経営形態、経営機関（役員構成、選任方法、任期、権限等）」「監督機関」「会計年度、決算報告、損益処分、法定準備金」「解散・清算に関する事項」。 創立総会決議事項は、主に以下のとおりである。 「設立当事者（発起人）の名称または氏名、その代表者または代理人の氏名」「設立当初の資本金額、構成、各株主の引受、払い込み状況」「第1会計年度」「経営機関の構成員としての取締役の任命」「（社内）監督役の任命」「執行機関（社長以下のオフィサー）の任命、並びに代表権授権」。

項目	概要・特記事項
④ 会社設立公正証書の署名	①～③の書類を公証人に提出する。 公証人は、会社設立の合法性や当事者の資格等の必要事項を審査して問題ないと判断した場合、会社設立公正証書 (Escritura Constitutiva) 原本を作成し、当事者またはその代理人に署名させる。公証人本人も署名することで会社設立 (商法上の会社設立) となる。 公正証書原本は、公証人が保管する制度となっており、行為当事者 (株主) には、謄本 (Testimonio) が証拠として発給される。
⑤ 連邦納税者登録 (RFC) の取得	RFC は本来税籍登録に過ぎないが、現行制度では、同登録によってメキシコ国税庁 (SAT) から付与される番号 (RFC 番号) がなければ、各種行政手続き、銀行口座の開設、正規のインボイスの発行等ができない。 RFC 取得時に指定する税務上住所 (Domicilio Fiscal) は、SAT、あらゆるメキシコ政府当局、第三者との関係において、会社の正規の住所となるので正しく記載することが必要である。
⑥ 商業登記	契約としての会社設立は、④の署名によって成立しているが、第三者に対しても会社設立の効力を生じさせるため商業登記が必要となる。 商業登記は、会社の本店所在地 (Domicilio Social) を管轄する登記所で会社設立公正証書の謄本を使用して行う。 手続き完了後、申請者には会社設立公正証書謄本に登記証明の公文書を付したものが返却される。 商業登記は通常完了までに 1 ヶ月から 1 ヶ月半が目安とされていたものの、手続地によっては何らかの事情で処理が滞り、数ヶ月から 1 年以上の時間を要する制度であった。近年は全国レベルでシステム統一化とデジタル化が推進されており、申請日当日の手続き完了も可能となり始めている。
⑦ 外資登録	外国資本の参入する会社は、一律で外国投資法並びに同施行規則の定めるところに従い、外資参入日 (外資による会社設立の場合は設立日) から 40 営業日以内に外資登録が求められる。 経済省外資局が所轄官庁であり、外資登録をしない外資系企業は、原則として各種法律行為を有効に行えない。
⑧ 各種帳簿の手配、株券発行	会社組織に関わる帳簿として、以下の帳簿を備えておく必要がある。 「株主総会議事録簿」「取締役会合会議事録簿」「株式登録簿」「資本金増減登録簿 (可変資本会社の場合)」。また、株式会社は法定要件を充たす株券を発行せねばならず、現在は、株券は一律記名式としなければならない。
⑨ その他の主な手続き	社屋関係や労務・社会保障関係、通関関係、輸入税に係る優遇措置等に関する手続きが存在する。

(出所) ジェトロウェブサイトより作成

(2) 支店または駐在員事務所

日本の会社のメキシコ支店または駐在員事務所の開設に関わる一連の流れは、図表 11-2 のとおりである。なお、既述のとおり、支店は常態で商行為を営む活動拠点として開設できるが、駐在員事務所の場合はメキシコ国内で営業活動を行わない前提での開設許可となる (第 8 章参照)。

図表 11-2 支店または駐在員事務所の開設の流れ

項目	概要・特記事項
① 支店長または駐在員事務所長及び弁護士等宛代表権授権公正証書作成、登記用定款の準備	開設手続き及び開設後の経営・管理を誰に委ねるかを本国のルールに則って決定した上で、その者に対して総括的代表権を授権するための公正証書を作成する。当該外国会社の所在地を管轄するメキシコの在外公館に作成を依頼する。支店長等のメキシコでの代表者に授権する総括的代表権は、その行使の目的を「支店（または駐在員事務所）の開設及び運営」に限定するのが一般的である。 外国会社はその定款を商業登記所に登記した時点から合法的にメキシコで活動ができるルールであるため、「登記用定款」を手配する。具体的には、アポステイユ証明等の証明書類取得と、メキシコ公認翻訳士によるスペイン語訳の作成が必要となる。手続地によって差があるが、このステップには最低2ヵ月間の所要時間を考慮すべきである。
② 経済省外資局への支店・駐在員事務所開設通知	外国の会社がメキシコで活動するには、商業登記手続きに先立って、経済省より支店または駐在員事務所開設許可を得るのが原則である。 ①で作成した書類に基づき開設通知書簡を作成して代表者が署名の上、経済省に提出し、その写しに受領印を得ることで、書類準備を含め1ヵ月程度で完了となる。 なお、2012年8月に連邦官報で公示された経済省決定により、米国、カナダ、チリ、コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ウルグアイ、日本、ペルーのいずれかの法律に則って設立された会社は例外的に開設許可取得義務が免除され、代替として同経済省決定に基づく通知を実行することとされている。
③ ①及び②の編纂	当地公証人に依頼し、①で作成した公正証書と、②で得た開設通知の確証を一つの公正証書に編纂してもらう。 法律上義務付けられている手続きではないが、実務上現地法人の「会社設立公正証書」に相当するものであり、支店または駐在員事務所の合法的開設を証明する証書として重要かつ有用なものとなる。作業には1週間程度の時間を要する。
④ 商業登記	メキシコにおいて常態で商行為を営む活動拠点である支店は、商業登記がなければ合法的に商行為を行うことができない。 一方、駐在員事務所の場合、法律上、登記の要否は議論が分かれるが、実務上は支店同様に必須である。 ③で編纂した公正証書の謄本を用いて登記を実行することにより、同時に会社代表者とその代表権の登記を得ることもできる。
⑤ RFCの取得	現地法人の場合と異なり、商業登記の手続きの後、任意の税務署に予約を入れた上で、代表者自らが出頭して取得手続きをする必要がある。税務署への予約はインターネットで行い、予約までの待ち時間は3~4週間程度を見込んでおくが良い。
⑥ 外資登録	支店の場合に限り外資登録を行う。
⑦ その他の主な手続き	現地法人の場合と同様、社屋関係や労務・社会保障関係、通関関係、輸入税に係わる優遇措置等に関する手続きが存在する。 支店・駐在員事務所のステータスでは取得できない許認可類が存在することに注意する。

(出所) ジェトロウェブサイトより作成

2. 撤退手続き

メキシコからの撤退や進出形態の変更を決定した場合、会社の清算手続きを行わなければならない。次の図表 11-3 に、現地法人の解散・清算手続きの流れの概要を示す。なお、S.A.とS.de R.A.との解散・清算手続きは同じである。

なお近年は、表に示す④の段階で SAT に清算結了を通知しても、SAT から承認が得られずに清算手続きが進まない例も散見され、清算手続きを進めることが困難になっている。

図表 11-3 現地法人の解散・清算手続きの流れ

項目	概要・特記事項
① 解散決議の採択～登記・通知	解散特別株主総会を開催し、会社の解散及び清算人の任命に加え、各社の事情に応じたその他の必要事項を議決する。 解散特別株主総会の決議事項は、公正証書化の上、商業登記所に登記しなければならない。
② 清算事務開始～結了	清算人は、会社の帳簿類・資産を受け取り、定款若しくは会社法に従って、清算事務に着手する。 SAT に対しては、直ちに清算開始を通知する。 清算事務の主な項目は以下のとおり。 「事業活動の終結」「債権回収」「債務弁済」「資産の売却による換価」「各種登録の抹消」「清算に関する会計税務手続き」。
③ 清算最終貸借対照表の公告	清算事務を結了させた後、清算最終貸借対照表を作成の上、公告手続きを行う。 同対照表には、残余財産分配案を含めなければならない。 公告は経済省電子公告システム上で実施し、公告から 15 日後までの期間、清算最終貸借対照表並びにほかの書類、会社帳簿は株主の閲覧に供される。
④ 清算事務と清算最終貸借対照表の承認～登記・通知	清算特別株主総会を開催し、清算事務、清算最終貸借対照表（残余財産分配案含む）の承認、並びに会社消滅の確認その他の必要事項を議決する。 決議事項は、公正証書化の上、商業登記所に登記する。 SAT に対して清算結了を通知し、RFC を抹消する。
⑤ 残余財産の分配	清算特別株主総会での承認に基づき、株主への残余財産配分を行う。 各株主の保有する株券返還と引き換えに行われ、返還された株券は廃却する。
⑥ 会社の消滅	清算特別株主総会決議事項の登記手続きの効果として、会社の商業登記は抹消され、これにより会社が消滅する。
⑦ 清算人による書類保管義務履行	清算人は、清算結了後 10 年間、会社の帳簿・資料を保管しなければならない。

(出所) ジェトロウェブサイトより作成

なお、従来メキシコでの会社清算手続きには、多くの費用と時間を費やさなければならなかったが、2018 年 1 月 24 日の連邦官報において、この手続きの簡素化及び迅速化を図り、市場の効率性を図ることを目的とした商事会社一般法を改正する政令が公布された。当該政令は、公布の半年後から有効となっている。

この改正では、会社の解散事由に、管轄する税務当局等からの法令に基づく裁定によるものが追加されたほか、上述の従来の規定に基づく手続きのみならず、電子申請（PSM：El Sistema Electrónico de Publicaciones Sociedades Mercantiles）による登録手続きやそれに基づく監督官庁等からの調査、各手続き（残余財産の分配、清算結了 B/S の登録、帳簿保存期間等）の期限が比較的短い期間で明記されている同法第 249 条 Bis という新設規定に基づく手続きも選択適用できることとなっている。